渋谷区成年後見制度利用促進基本計画の概要

参考資料４

第１章　計画の策定にあたって　P1～3

計画策定の背景と目的

平成28（2016）年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」は、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

区においても、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度を計画期間とする「渋谷区成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

本計画は、誰もが住み慣れた地域で尊厳をもって自分らしい生活が送れるよう、関連する施策を総合的・計画的に展開するため、新たに「第二期渋谷区成年後見制度利用促進基本計画」として策定するものです。

計画の位置付け

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「市町村の講ずる措置」となる計画であり、また、区の計画としては最上位計画である「渋谷区長期基本計画2017-2026」に基づくとともに、保健福祉分野等の関連計画と整合・連携する計画です。

計画の期間

計画期間は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までとします。

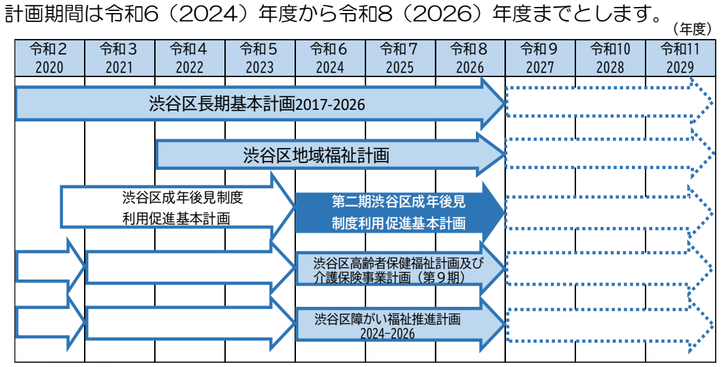

計画の評価・見直し

「渋谷区成年後見制度利用促進審議会」において、地域での取組状況について調査審議し、点検・評価等を継続的に行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行います。

第2章　成年後見制度を取り巻く状況　P4～15

人口・世帯、高齢者、障がい者の状況

区の1世帯当たりの平均人員数は、1.63人と、東京都区部平均（1.79人）を下回っており、少人数の世帯で暮らす区民が多くなっています。

区の65歳以上の高齢者人口は、令和２（2020）以降横ばいとなっているものの、75歳以上が増加しております。また、要介護認定者及び認定率が年々増加・上昇しております。

区における愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）申請件数は、増加傾向にあります。

成年後見制度の利用状況（全国）

全国の成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は、年々増加しています。開始原因としては、「認知症」が最も多く、全体の63.2%を占めています。

成年後見制度に関するアンケート調査結果

令和5年11月3日～10日の期間に、渋谷区LINE公式アカウントにて、区内在住・在勤・在学の18歳以上の方を対象にアンケートを実施しました。

調査結果から、区民の成年後見制度に対する認知度は十分ではなく、また、不安感や制度がわかりにくいといったことがあり、相談窓口の充実や制度利用手続きの簡略化などが求められていることがわかりました。

第二期計画の推進に向けた課題

①本人中心の権利擁護支援の推進　②総合的な権利擁護支援策の充実
③任意後見制度の利用促進　④担い手の確保・育成

第３章　計画の基本的な考え方　P16～18

基本理念

前計画では、平成28（2016）年度に策定した渋谷区基本構想の福祉分野で掲げる「あらゆる人が、自分らしく生きられる街へ。」実現に向けて、成年後見制度の利用が必要な方々の発見と継続的な支援、区民に向けた制度の周知と理解を促進する施策等を総合的に推進してきました。

計画策定に当たっては、促進法の基本理念と国の第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、引き続き成年後見制度の利用促進とともに、支援が必要な方々を支える包括的かつ多層的な地域連携ネットワークづくりの推進および総合的・横断的な権利擁護支援体制の充実を図り、誰もが地域社会に参加し、尊厳をもって自分らしく生きていける地域共生社会の実現に向けた街づくりを進めていく計画とします 。

第４章　施策の展開　P19～27

本計画の実現に向けて、次の3つの「基本施策」を掲げ、「2-（1）成年後見制度の周知普及」、「2-（3）法定後見制度利用費用助成事業」、「3-（1）受任者調整（マッチング）等の支援」、「3-（2）成年後見制度活用事業の推進」及び「3-（4）後見人等への支援」については、本計画期間において特に重点的に取り組む施策に位置付けます。

基本理念	基本施策		施策の展開（計画期間における取組）	
あらゆる人が　自分らしく生きられる街へ	1　成年後見に係る総合的な支援体制の強化	区民が、自分らしい生活を守るための手立ての一つとして成年後見制度を有効に利用でき、また、権利擁護支援の必要な人の発見と適切な支援が円滑に行われるよう、成年後見に係る総合的な支援体制を強化します。	（1）地域連携ネットワークの充実	
			（2）中核機関の運営	
	2　成年後見制度への理解と利用の促進	必要な人が安心して成年後見制度を利用することができるよう、成年後見制度への理解促進と、成年後見制度を利用しやすい環境づくりを進めます。	（1）成年後見制度の周知普及【重点】	①広報活動の展開★ ②区民の理解促進★ ③支援者の理解促進★
			（2）成年後見制度総合相談事業の推進	①相談窓口の運営 ②専門職相談会の開催
			（3）法定後見制度利用費用助成事業【重点】	①報酬助成事業の見直し★ ②申立経費の助成 ③後見報酬の助成
	3　成年後見制度の有効な運用の推進	権利擁護支援が必要な人の多様なニーズ・課題に対応できるよう、成年後見制度を有効かつ円滑に運用していくための取組を進めます。	（1）受任者調整（マッチング）等の支援【重点】	①チームへの支援★ ②連携のコーディネート★ ③家庭裁判所との連携
			（2）成年後見制度活用事業の推進【重点】	①申立等の支援★ ②法人後見の実施 ③法人後見監督の実施
			（3）社会貢献型後見人の養成・支援	①後見人の養成 ②後見人の活躍促進 ③後見人の活動支援
			（4）後見人等への支援【重点】	①後見人連絡会等の実施★ ②後見人への相談対応★
			（5）区長申立手続の円滑化	①成年後見制度利用促進会議の開催 ②家庭裁判所との連携【再掲】

★：重点的に取り組む施策のうち特に強化する施策

渋谷区成年後見制度地域連携ネットワークのイメージ

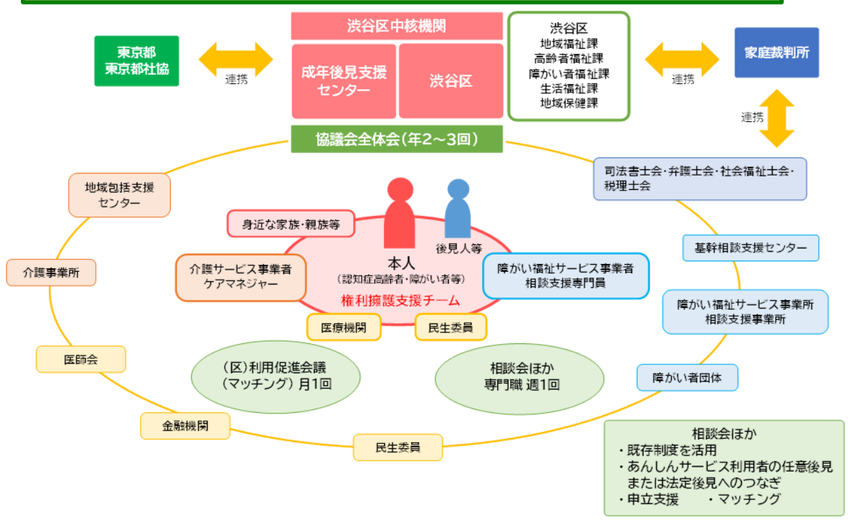

第５章　計画の推進　P28

推進体制

本計画は、渋谷区と成年後見支援センターで運営する中核機関を中心に、協議会をベースに広く関係機関が参画して推進するものとします。

計画の適切な推進については、渋谷区成年後見制度利用促進審議会が点検・評価していきます。

計画管理

ＰＤＣＡサイクルにより毎年進捗を確認し、確実かつ適切な実施を図ります。

発　行　令和６(2024)年４月
渋谷区福祉部地域福祉課
〒150-8010　東京都渋谷区宇田川町１番１号
電　話　０３－３４６３－１８３２（直通）
ＦＡＸ　０３－５４５８－４９３６
Ｈ　Ｐ　https://www.city.shibuya.tokyo.jp